

令和2年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

受動喫煙防止規制に関する国民の意識および政策インパクトの調査
－屋内禁煙で労働できるのは事業所の52.5%～2018年労働安全衛生調査より－

研究分担者 田淵貴大 大阪国際がんセンターがん対策センター疫学統計部 副部長
研究協力者 小山史穂子 大阪国際がんセンターがん対策センター疫学統計部 主査

研究要旨

受動喫煙による健康被害は多数の報告があり、職場において屋内禁煙を推進する必要がある。現在の職場の屋内禁煙の状況に関する報告は少ない。そこで改正健康増進法の施行前における職場の禁煙化状況について推移をまとめた。

2015年から2018年に厚生労働省が日本全国の社員10名以上の事業所から無作為抽出し実施した労働安全衛生調査（実態調査）の結果を分析した。事業所の禁煙化状況を「屋外を含めた事業所敷地内禁煙」と「事業所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能」を合わせた『屋内禁煙』、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」の『分煙』、事業所内での空間的に隔離されていない『不完全な分煙』の3種類に分類した。2015年から2018年にかけて屋内禁煙の事業所が46.7%から52.5%に微増していたものの、分煙を合わせた受動喫煙対策措置全体では2018年が71.8%であり、原則屋内全面禁煙には程遠い状況であるとわかった。

本結果は改正法施行前の基礎資料とし、今後、法改正前後の比較を行う予定である。

A. 研究目的

受動喫煙による健康被害は多数の報告があり、職場において屋内禁煙を推進する必要がある。2018年7月に健康増進法が改正され、2020年4月より職場における原則屋内全面禁煙となる。法律改正に伴い、状況の変化が考えられるが、現在の職場の屋内禁煙の状況に関する報告は少ない。そこで改正健康増進法の施行前における職場の禁煙化状況について推移をまとめた。

B. 研究方法

2015年から2018年に厚生労働省が日本全国の社員10名以上の事業所から無作為抽出し実施した労働安全衛生調査（実態調査）¹の結果を再集計し分析した（2015年；9,223事業所、有

効回答率66.6%、2016年；9,564事業所、有効回答率68.9%、2017年；8,674事業所、有効回答率62.2%、2018年；7,658事業所、有効回答率55.0%）。事業所規模及び業種に応じた禁煙化状況の割合（%）を算出し、推移を観察した。事業規模は“1,000人以上”、“500-999人”、“300-499人”、“100-299人”、“50-99人”、“30-49人”、“10-29人”の7つに分類し、業種は“農業、林業（林業に限る）”、“鉱業、採石業、砂利採取業”、“建設業”、“製造業”、“電気・ガス・熱供給・水道業”、“情報通信業”、“運輸業、郵便業”、“卸売業、小売業”、“金融業、保険業”、“不動産業、物品賃貸業”、“学術研究、専門・技術サービス業”、“宿泊業、飲食サービス業”、“生活関連サービス業、娯楽業”、“教育、学習支援業”、“医

療、福祉”、“複合サービス事業”、“サービス業（他に分類されないもの）”の17に分類した。事業所の禁煙化状況を「屋外を含めた事業所敷地内禁煙」と「事業所の建物内全体を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能」を合わせた『屋内禁煙』、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所（喫煙室）を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」の『分煙』、事業所内での空間的に隔離されていない『不完全な分煙』の3種類に分類した。

（倫理面への配慮）

本研究で使用したデータは個票データではなく、インターネット上で公表されている集計データである。

C. 研究結果

2015年には屋内禁煙の事業所が46.7%であったのに対し、2016年には45.7%、2017年には48.6%、2018年には52.5%となっていた。分煙は、2015年が22.7%、2016年が19.6%、2017年が18.1%、2018年が19.3%であった。不完全な分煙は、2015年が17.4%、2016年が18.3%、2017年が17.8%、2018年が16.4%となっていた。

事業所規模別にみると労働者1000人以上で屋内禁煙が2015年36.2%から2018年46.9%、分煙が2015年50.8%から2018年43.9%、不完全分煙が2015年12.3%から2018年8.3%と、分煙の割合が高かった。10-29人の事業所では屋内禁煙が2015年47.2%から2018年53.8%、分煙が2015年19.5%から2018年15.2%、不完全分煙が2015年17.3%から2018年17.1%と屋内禁煙の割合は1000人以上の事業所と比べて若干高いものの、分煙も含めた受動喫煙対策措置全体の割合は低かった。

業種別にみると“教育、学習支援業”と“医療、福祉”の屋内禁煙が2018年にそれぞれ75.4%、79.7%と高かった。また、2018年時点で、屋内禁煙の割合が50%以下である業種は“農業、林業（林業に限る）”、“鉱業、採石業、

砂利採取業”、“建設業”、“製造業”、“電気・ガス・熱供給・水道業”、“運輸業、郵便業”、“金融業、保険業”、“宿泊業、飲食サービス業”、“生活関連サービス業、娯楽業”、“サービス業（他に分類されないもの）”であった。

D. 考察

本研究の結果から、2015年から2018年にかけて屋内禁煙の事業所が46.7%から52.5%と微増していたと分かった。2018年に分煙を合わせた受動喫煙対策措置全体で71.8%となっており、原則屋内全面禁煙には程遠い状況であることが分かった。

事業所規模別では、労働者1000人以上の大規模事業所では受動喫煙対策措置全体に対する分煙の割合が10-29人の小規模事業所より高く、受動喫煙対策措置全体が高くなっていることがわかった。これは、大規模事業所の方が、一般的に敷地面積が広く、分煙エリアの設置に対して障害が少ないことや資金が潤沢であることなどが要因だと考えられる。2017年の同調査において、職場の受動喫煙防止の取り組みにおいて問題がある事業所の内、1,000人以上の事業所においては、“受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない”が38.1%と最も高く、“喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない”は11.3%、“喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない”は3.2%であるのに対して、10-29人の事業所においては、“顧客に喫煙をやめされるのが困難である”が35.5%と最も高く、次に“喫煙室や喫煙コーナーを設けるスペースがない”が28.2%であり、“喫煙室や喫煙コーナーを設けるための資金がない”は15.1%であった。資金面については、厚生労働省が設定している受動喫煙防止対策助成金・職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（財政的支援）²において中小企業事業者が受動喫煙対策を実施するために必要な資金の援助を2011年より行っており、引き続き状況の推移を観察していく必要がある。

業種別では、“教育，学習支援業”と“医療，福祉”の屋内禁煙が2018年にそれぞれ75.4%、79.7%と高かったものの、100%までには到達していなかった。また、2018年時点で、屋内禁煙の割合が50%以下である業種において、“生活関連サービス業，娯楽業”では“職場の受動喫煙防止の取組において問題がある”が51.8%なのに対して、“電気・ガス・熱供給・水道業”では31.8%となっており、業種における受動喫煙問題に対する意識の違いも示唆された。

E. 結論

2018年時点では屋内禁煙の環境で労働できる事業所は52.5%にとどまっていた。本結果は法律改正前の基礎資料とし、今後、法改正前後の比較を行う予定である。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

小山史穂子；屋内禁煙で労働できるのは52.5%～2018年労働安全衛生調査より，第69回日本口腔衛生学会・総会，2020年4月，福岡（誌上開催）

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

引用文献

1. 労働安全衛生調査（実態調査）厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

2. 受動喫煙防止対策助成金 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

図1. 事業規模別の事業所内喫煙状況

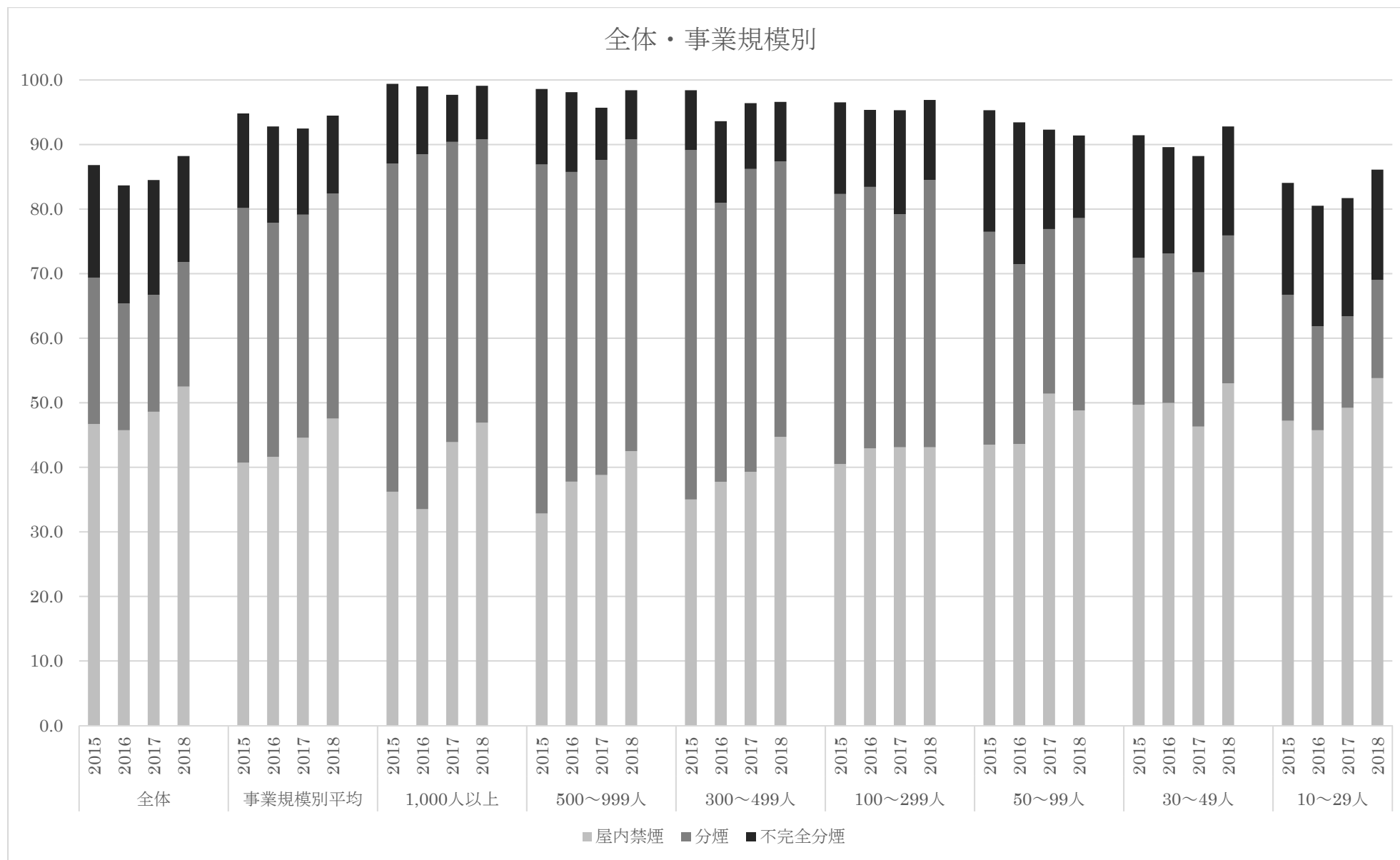


図2. 業種別の事業所内喫煙状況

